

水道料金改定のお知らせ

仁淀川町の簡易水道料金を令和 3 年 5 月請求分（5 月検針分）から 30%値上げします。

【料金改定が必要な理由】

簡易水道事業は、皆様の生活に欠かすことのできない重要なライフラインであり、安定的に継続的に供給することを目的に経営しております。

その経営には、皆様からいただく水道料金によりまかなっておりますが、昨今、給水人口の減少や節水機器の普及により、料金収入が減少する傾向にあります。

一方で、老朽化した施設の更新、大地震に備えた耐震化工事が必要となっており、その施設の整備に要する支出は増えていくことが想定されています。

仁淀川町では、水道事業の経営計画を策定したところ、現行の料金を据え置いたままでは、数年後には今までと同じ水道サービスを維持できなくなる見込みとなりました。

安定した水道水の供給を継続するために、施設の更新・耐震化に必要な財源を確保する必要があるため、今回の改定（値上げ）となりました。

安心・安全な水道水をこれからも安定してお届けするために、利用者の皆様にはご負担をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

【改定後の概要】

基本料金と超過料金をそれぞれ 30%増額

5月検針分から改定

今回の料金改定は、消費税率の改正による改定を除いては、平成 17 年度の合併以来、初めての改定（値上げ）となります。

使用水量	基本料金		
	現行	改定後	増額分
～8 m ³ まで	550 円	715 円	165 円増

※消費税込み

超過水量	超過料金（1 m ³ につき）		
	現行	改定後	増額分
1 m ³ 当り	80 円	104 円	24 円増

※消費税込み

◆8 m³まで使用の場合の料金は 710 円です。

※使用水量ごとの料金は、水道料金早見表をご覧ください。